

令和4年4月18日

保護者様

横浜市立矢向小学校

校長 沼田 留美子

学校給食費の減額についてのお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、横浜市では、様々な事情により学校給食を受けることができない場合、給食費の減額を受けることができます。給食物資をあらかじめ準備していることなどから、事前に申請のあった方のみ減額対象となっておりますが、お休みのご連絡をいただくだけでは減額となりませんので、必ず「学校給食費減額連絡票」をご提出くださいますようお願い申し上げます。

1 減額対象となる事由と必要な手続き

給食を受けることができない理由	必要な手続き	学校への連絡
けがや病気、その他の理由により <u>14日以上</u> (土日祝日を含み 学校独自献立の日は含まない) <u>連続して</u> 給食を受けることができない	学校給食費減額連絡票を学校へ提出	事前連絡 (ご連絡をいただいた翌日以降から減額の対象となります)
新型コロナウイルス感染症の陽性及び保健所指示による出席停止により、 <u>4日以上</u> (土日祝日及び学校独自献立の日は含まない) <u>連続して</u> 給食を受けることができない	学校給食費減額連絡票を学校へ提出	分かり次第 すみやかに

※なお、新型コロナウイルス感染症に起因する臨時休校や学級閉鎖等により4日以上（土日祝日及び学校独自献立の日を含まない）連続して給食を受けることができなかった場合は、学校で一括減額させていただきます。

2 申請方法

このお知らせの裏面をコピーしてお使いいただくか、矢向小学校ホームページ、もしくは横浜市ホームページから「学校給食費減額連絡票」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、矢向小学校事務室までご提出ください。また、自宅にプリンターがないなど印刷が難しい場合は、学校から「学校給食費減額連絡票」をお渡しできますので、担当までご連絡ください。

横浜市教育委員会 減額連絡票

検索

担当：事務室 手島・青木

電話：045-581-4672